

第1章 フランス

1. 政府生成AI関連規制に係る当局の位置づけ及びその概要

(1). 生成AI規制に係る当局の概要

① 競争・消費・詐欺取締総局 (Direction générale de la concurrence, de la consommation et de la répression des fraudes : DGCCRF)

フランスの消費者保護分野では、主たる役割を担うのは競争・消費・詐欺取締総局 (Direction générale de la concurrence, de la consommation et de la répression des fraudes : DGCCRF) ¹である。競争・消費・詐欺取締総局は、もともと消費者の権利保護及び市場における公正な競争の維持を目的として設立された機関であり、その歴史は 20 世紀初頭にまで遡る。近年、デジタル経済の急速な発展に伴い、特に生成 AI をはじめとする先端技術の導入が進展したことにより、誤情報の流布、フェイク広告、消費者の誤認など新たなリスクが顕在化した。これに対応すべく、DGCCRF は従来の調査・監視活動に加え、生成 AI が関与する商取引における透明性の確保と不正行為の摘発を目的とした施策を強化しているのである。

具体的には、競争・消費・詐欺取締総局は市場調査、事業者への立入り検査、覆面調査などの実務活動を通じて、生成 AI による自動生成コンテンツが消費者に与える影響や、AI を利用した誤解を招く広告表示、あるいは不当な取引慣行の監視・取締りを実施している。また、オンライン上のプラットフォームにおいて、生成 AI によるコンテンツの使用状況及びその表示義務の遵守状況についても重点的に監視を行っており、違反が認められた場合には、行政制裁や是正措置を講じる体制を整備している。こうした取組は、消費者が生成 AI による不正確な情報や誤解を招く表現に晒されるリスクを未然に防止することを目的としている。

② データ保護機関 (Commission Nationale de l'Informatique et des Libertés : CNIL)

個人データの保護を巡る問題においては、独立行政機関であるデータ保護機関 (Commission Nationale de l'Informatique et des Libertés : CNIL) ²が、生成 AI システムの運用に伴うプライバシーリスクの評価と監督を担っている。データ保護機関は、欧州連合 (EU) の一般データ保護規則 (General Data Protection Regulation : GDPR) ³を国内で実施する役割を有し、AI による個人データの不正利用やプライバシー侵害が発生した場合には、速やかに介入し、必要な指導・制裁措置を実施する。このように、競争・消費・詐欺取締総局及びデータ保護機関は、生成 AI がもたらす消費者保護上の新たな課題に対して、それぞれの専門領域から包括的な対策を講じる体制を有しているのである。

(2). 当局の位置づけ

¹ <https://www.economie.gouv.fr/dgccrf>

² <https://www.cnil.fr/en>

³ <https://gdpr.eu/what-is-gdpr/>

① 競争・消費・詐欺取締総局

競争・消費・詐欺取締総局は経済・財務大臣の直轄下に位置し、パリ本部と各地域部局を有する全国的な行政組織である。組織構成は、専門分野ごとに設置された部門や監査班によって構成され、迅速かつ柔軟な現場対応が可能となっている。意思決定機関としては、総局長を頂点とする内部の運営委員会が設置され、重大案件については大臣の指揮のもと、政策協議や取締方針が決定される。なお、競争・消費・詐欺取締総局は従来の消費者保護だけでなく、生成 AI が関与する新たな消費者被害に対しても、内外の専門家との連携を強化し、技術的なアドバイスを受けながら監視体制を整備している。

また、デジタル分野の急速な進展に対応すべく、政府は生成 AI に関する新設委員会を設置した⁴。これには、官民の専門家が参加し、競争・消費・詐欺取締総局をはじめとする各機関の横断的連携や、AI の倫理・安全性に関する検討を行っている。このような仕組みは、従来の消費者保護体制をデジタル時代に適応させるための重要な要素となっている。

② データ保護機関

一方、データ保護機関は政府から独立した組織として設置され、委員長及び複数の委員から成る合議制の意思決定機関を有している。データ保護機関は、デジタル社会における個人情報保護の最前線で活動しており、政府機関との協議の場を定期的に設けることで、消費者保護及びプライバシー分野の調整を行っている。特に、競争・消費・詐欺取締総局との協力協定は、2011 年以降、定期的な協議及び情報交換の枠組みを通じて強化され、生成 AI が関与する事案に対して迅速かつ統一的な対応が可能となっている。2024 年 11 月にはデータ保護機関と競争・消費・詐欺取締総局はデジタル市場における協調監督のための新たな協定を締結しており、違法・不当なデジタル商慣行の情報共有や、欧州規制対応、調査手法の専門知識の共有を強化することが柱となっている⁵。

(3). 関連省庁・機関の概要

消費者保護の実務は、競争・消費・詐欺取締総局単独ではなく、複数の関連省庁がそれぞれの専門分野に基づき連携して実施される。

① 経済・財務・産業・デジタル主権省 (Le ministère de l'Économie, des Finances et de la Souveraineté industrielle et numérique) ⁶

経済・財務・産業・デジタル主権省は、デジタル経済政策の一環として生成 AI の市場動向や競争環境の監視に取り組んでおり、企業間の不公正な競争防止や市場支配の抑止を目指す勧告を行っている。

⁴ <https://www.economie.gouv.fr/comite-intelligence-artificielle-generative>

⁵ <https://www.cnil.fr/fr/protection-des-consommateurs-et-des-donnees-personnelles-la-cnil-et-la-dgccrf-cooperation>

⁶ <https://www.economie.gouv.fr/ministere/organigramme>

② デジタル庁 (Direction interministérielle du numérique : DINUM) ⁷

デジタル庁は内閣直属のデジタル戦略推進機関である。デジタル庁は、デジタル政府の実現や行政のデジタル化を担い、生成 AI を含む先端技術の活用促進とリスク管理に関する政策策定に深く関与している。

③ 視聴覚及びデジタル通信規制局 (Autorité de régulation de la communication audiovisuelle et numérique : ARCOM) ⁸

映像・デジタル通信分野においては、視聴覚及びデジタル通信規制局が、生成 AI を用いたコンテンツの著作権問題やフェイクニュースの拡散に対する規制を担当している。ARCOM は、特にオンラインメディアにおけるコンテンツの透明性や倫理性の確保を目的とし、広告表示のルール整備やプラットフォーム事業者への監督指導を実施している。

④ 全国デジタル評議会 (CNNum) ⁹

全国デジタル評議会は政府から独立した諮問・助言機関の一つである。全国デジタル評議会は、産官学や市民社会の専門家から構成され、生成 AI を含むデジタル技術がもたらす社会的影響や消費者リスクについて助言を行い、政策立案にフィードバックを提供する役割を担う。全国デジタル評議会は、競争・消費・詐欺取締総局やデータ保護機関と連携し、現場での監視結果や消費者からのフィードバックを踏まえた具体的な提言を実施することで、より実践的な規制体制の確立に寄与している。

⁷ <https://www.numerique.gouv.fr/dinum/>

⁸ <https://www.arcom.fr/>

⁹ <https://cnnumerique.fr/>

2. 消費者保護に関する生成 AI に関連する法規及びその所管状況や基本計画等

(1). 関連法令

① インフルエンサー規制法

インフルエンサー規制法（正式名称：2023 年 6 月 9 日付 「インフルエンサー商業活動の規制及びソーシャルメディア上のインフルエンサーの逸脱行為対策法」(Loi n° 2023-451 du 9 juin 2023 visant à encadrer l'influence commerciale et à lutter contre les dérives des influenceurs sur les réseaux sociaux) ¹⁰はインフルエンサー市場における透明性の確保と不公正な商慣行の抑止を目的としており、専管は経済・財務・産業・デジタル主権省（及びその傘下の競争・消費・詐欺取締総局）である。

ソーシャルメディア上で金銭的対価を伴い商品やサービスの宣伝を行うインフルエンサーの活動について、法的な定義と具体的な禁止事項、契約や表示義務が明文化されている。従来は、2017 年の公衆衛生法改正により商業用モデル写真へのレタッチ表示義務が規定されていたが、本法ではその範囲を拡大し、特に生成 AI による画像・映像の加工についても「仮想画像 (Image virtuelle)」や「画像修整済み (Image retouchée)」の明示を求める規定が新設された¹¹。

対象は、インフルエンサー本人、代理人、及び広告主に及ぶ¹²。特に、AI 技術を用いて加工・生成されたコンテンツが消費者に誤認を与えるリスクを排除し、消費者の判断を誤らせない透明性の高い商業活動環境を整備することを目的としている。これにより、若年層を含む消費者が不正確な情報や誇大広告による被害から保護され、市場の健全な競争環境が維持されることが狙いである。

本法は以下の 2 つの柱から構成されている¹³。

(1). インフルエンサーへの支援

- (a) インフルエンサーの活動の法的定義と広告に関する規則に関する注意喚起
- (b) インフルエンサー・エージェンシーの法的定義
- (c) ブランド、エージェンシー、インフルエンサー間の書面による契約義務
- (d) インフルエンサーのための行動規範ガイドラインの策定
- (e) 毎年ベルシーで開催される「Assises de l'influence responsable」の創設
- (f) 責任あるインフルエンサーと既存のあらゆる取組の価値向上
- (g) 未成年のインフルエンサーには子どもモデルに関する規定を適用する

(2). 消費者の保護

- (a) 競争・消費・詐欺取締総局内に 15 人の専任捜査官によるインフルエンサー向けの部門を設置
- (b) 写真、レタッチ動画、人工知能によるシルエットや顔の表現を透明化する
- (c) 健康、医療、美容整形、たばこ、野生動物などの特定の商品、サービスのプロモーション

¹⁰ <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000047663185>

¹¹ 条文：https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/article_jo/JORFARTI000047663211

¹² 条文：https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/article_jo/JORFARTI000047663197

¹³ <https://www.economie.gouv.fr/influenceur-createur-contenu-mesures-encadremen>

の禁止

- (d) ドロップ SHIPPING（直送）を行う場合の透明性の確保と責任義務
- (e) プラットフォーマーの責任追及と違法なコンテンツの削除義務
- (f) 海外を拠点とするインフルエンサーの監督強化（フランスにおける法定代理人の任命と損害が発生した場合の保険への加入を義務付け）
- (g) 新たな禁止罰則と監督当局の差止権限

② 消費者保護法典（Code de la consommation）¹⁴

消費者保護法典はフランスの包括的な消費者法体系であり、競争・消費・詐欺取締総局が専管している。フランス国内の消費者取引全般に適用されるため、生成 AI の悪用による消費者への悪影響もこの一般法規の下で規制される。

消費者法典には、企業が商品・サービスを提供する際の情報開示義務や、消費者を欺く行為の禁止など、多くの規定がある。例えば、消費者契約の事前説明義務（主要な商品の特徴、価格、支払い条件などを契約前に明示する義務、消費者法典 L221-5 条）、契約取消やクーリングオフに関する規定、広告や営業活動における禁止行為などが該当する。なかでも生成 AI とも密接に関連する不当・誤導的な商業行為の禁止は消費者保護の根幹であり、詳細に定められている。

(1) 不公正商業慣行の禁止（L121-1 条¹⁵）

「事業者の行為が職業上の正当な慣行に反し、かつ平均的な消費者の経済的行動を実質的にゆがめる場合」は不公正商業慣行として禁止される旨が規定されている。これには消費者の判断を誤らせる行為全般が該当する。

(2) 誤解させる表示・虚偽情報の禁止（L121-2 条¹⁶及び L121-3 条¹⁷）

商品やサービスに関する虚偽又は誤解を招く表示、情報提供の不作为などが具体的に「ぎまんの商業慣行（pratique commerciale trompeuse）」として列挙され、明確に禁止されている。例えば、商品の性質・用途・品質について事実と異なる主張をしたり、重要な情報を故意に隠したりする行為が該当する。

③ デジタル空間安全規制法（SREN法）

デジタル空間安全規制法（正式名称：2024 年 5 月 21 日付「デジタル空間の安全化及び規制に関する法律」（Loi n° 2024-449 du 21 mai 2024 visant à sécuriser et à réguler l'espace numérique）¹⁸はオンライン上のリスクから国民を保護するための包括的な法律である。経済・財務・産業・デジタル主権省のほか、内務省・法務省（違法コンテンツ・刑事罰の執行）、データ保護機関（個人データ・広告プロファイリング規制の監督）、視聴覚及びデジタル通信規制局（プラットフォーム監督）などの複数の省庁・機関が連携して所管している。

¹⁴ https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006069565/

¹⁵ 条文： https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000032227301

¹⁶ 条文： https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000044563114

¹⁷ 条文： https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000044563111

¹⁸ <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000049563368>

具体的には、オンライン上の有害コンテンツ、フィッシング、詐欺、ハラスメント、そして生成 AI によるディープフェイクなど、多岐にわたるリスクから国民を保護するための包括的な法律であり、違法行為を行う個人・事業者に対する厳しい罰則、詐欺的手法を用いたコンテンツの迅速な削除義務、プラットフォーム事業者に対する透明性及び安全性確保のための義務付けなどが盛り込まれている。特に、ディープフェイクに関しては、他人の名誉やプライバシーを侵害する目的で AI を利用した改変コンテンツが禁止され、違反時には懲役や高額な罰金が規定される。

本法は、オンラインプラットフォーム、SNS、及びデジタルサービス全般に適用される¹⁹。消費者のみならず、オンライン上で活動する企業全体に対して厳格な安全対策を義務付けることで、インターネット空間の信頼性を回復することを狙いとする。また、未成年者など脆弱な利用者の保護、さらにはデジタル経済の公平な競争環境の確保も重要な目的となっている。これにより、生成 AI による悪用（ディープフェイク、詐欺行為など）を未然に防ぐとともに、デジタル社会における安全基準の向上を図っている。

(2). 基本計画の概要

フランス政府は、生成 AI 技術の急速な発展に伴い、消費者が被る潜在的なリスクを最小限に抑え、安心してデジタルサービスを享受できる社会の実現を目指すため、短期的な対策と中長期的な戦略の両面で政策整備を進める方針である。

直近においては、前述のとおり 2023 年には「インフルエンサー規制法」、2024 年には「デジタル空間安全規制法（SREN 法）」が成立し、生成 AI による不透明な広告・宣伝行為や、詐欺、ディープフェイクなどの有害行為から消費者を保護するための政策が実施されている。

また、生成コンテンツのラベリング義務を先行導入する動きもある。例えば、2024 年 12 月には、SNS 上に投稿される AI 生成画像に明示的な表示を義務付ける法案（第 675 号）²⁰が国民議会に提出された。この法案はディープフェイクなどによる世論操作への懸念から提案されたもので、SNS 利用者やプラットフォーム事業者に対し、投稿画像が AI で生成・改変された場合はその旨を明記するよう求めている。欧州規制より踏み込んだ内容で、政治的・社会的な誤情報の拡散抑止と透明性向上が狙いとなっている。今後議会審議を経て成立すれば、EU AI 規制法（AI Act）²¹の発効を待たずに国内で先行施行される可能性がある。

中長期的には、国家 AI 戦略「フランス 2030」²²を柱とし、生成 AI を含むすべての AI システムについて「信頼できる AI（IA de confiance）」の構築を最重要課題のひとつとして位置付けている²³。2025 年 2 月以降、EU の AI 規制法（AI Act）の施行を前提とした国内法令の調整が進められる見込みであり、これにより生成 AI の運用に関する透明性確保やリスク評価、説明責任が一層厳格に求められるようになる。具体的には、生成 AI システムを提供する企業に対して、ユーザーがその出力結果

¹⁹ 条文： https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/article_jo/JORFARTI000049563379（教育法典第 L312-9 条を改正する形で規定）

²⁰ https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/17/textes/I17b0675_proposition-loi

²¹ <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/regulatory-framework-ai>

²² <https://www.economie.gouv.fr/france-2030>

²³ <https://www.economie.gouv.fr/actualites/strategie-nationale-intelligence-artificielle>

が AI 生成物であることを明確に認識できる表示義務を課すとともに、詐欺的な利用や差別的な判断を誘発する場合の法的措置が強化される予定である。

また、データ保護機関は、生成 AI に伴うプライバシー侵害や個人データの不正利用に対して、独自の監視・指導体制をさらに充実させる計画である。データ保護機関は、2023 年に発表した行動計画²⁴に基づき、AI システムの倫理基準及び利用者保護のための技術的ガイドラインを策定し、生成 AI に関する監査体制の強化を図るとしている。これにより、消費者が安心して AI を利用できる環境が整備されると同時に、企業側にも透明性が高い運用を求める規制が確実に実施されることになる。

総じて、フランス政府は、生成 AI の技術革新とともに発生する消費者保護上の諸問題に対し、短期的な法改正及び中長期的な国家戦略の両面から包括的に取り組む姿勢を明確にしている。各政府機関は、EU の規制動向とも連動しながら、法令の整備、監督体制の強化、さらには自主的ガイドラインの策定を通じて、消費者が安心してデジタルサービスを利用できる環境の確保を目指すのである。今後も技術進展に応じた柔軟かつ迅速な規制対応が求められる中、フランス政府は国際的な協調の下でその方向性を見直しつつ、消費者保護の充実を図るための施策を着実に推進していくことが予想される。

²⁴ <https://www.cnil.fr/en/artificial-intelligence-action-plan-cnil>

3. 消費者保護に関する生成AI関連規制を行う当局が政策立案の基礎としている事実・社会状況等と、それらを把握するための仕組み

(1). 政策立案の基礎とする事実・社会状況

① 生成AIの急速な普及と消費者意識の変化

近年、生成 AI の利用は急速に拡大しており、特にチャットボットや画像生成ツール（ChatGPT、Midjourney など）の普及により、一般市民の日常生活に深く浸透している。フランス国内においても、特に若年層を中心に生成 AI の利用率が高まっており、18 歳から 24 歳の約 40%以上がすでに利用経験を有するとの調査結果が報告されている²⁵。これにより、生成 AI のもたらす効率性や利便性が評価される一方で、消費者の間には「生成 AI が生成する情報や画像が現実と見分けがつかない」「誤情報やフェイクレビューが横行する可能性がある」といった不安が広がっているのである。

② ディープフェイクやフェイクニュースの拡散リスク

生成 AI の技術発展に伴い、ディープフェイクと呼ばれる、現実と区別がつかないフェイク画像・フェイク動画の作成が可能となった。実際、フランス当局が引用する複数の研究データによれば、「一般ユーザーの 78%が AI による偽動画を本物と誤認する」という結果が示されている²⁶。こうした状況は、政治的・社会的議論を操作するために悪用されるおそれがあるとともに、消費者が誤った情報に基づいて購買行動を行うリスクを増大させる。さらに、SNS 上では AI 生成のフェイクレビューや架空の推薦コメントが見受けられ、オンライン上での消費者判断を著しく歪める事例も報告されている。

③ 個人データとプライバシーの侵害リスク

生成 AI システムは、インターネット上の膨大なデータを学習素材として利用するが、その中には個人情報が含まれている場合が多い。フランス国内では、ChatGPT など大規模言語モデルの普及に伴い、個人データの無断利用やプライバシー侵害に関する苦情が増加している。特に、2023 年にはデータ保護機関が ChatGPT に関する調査を開始し、利用者からの苦情が多数寄せられていることが明らかになった²⁷。これにより、生成 AI が個人データをどのように利用しているのか、またその結果として生じるプライバシーリスクについて、国民の不安が一層高まっているのである。

④ オンライン市場における商業活動の変容と消費者保護の必要性

オンライン上での取引や口コミ、インフルエンサーによる宣伝活動が急増する中、生成 AI を利用した不正行為も明らかとなっている。例えば、企業が AI を用いて自動生成した偽の口コミや評価を流布するケース、あるいは SNS 上で生成 AI を活用して消費者を誤誘導する手法が問題視されている。

²⁵ <https://labo.societenumerique.gouv.fr/fr/articles/barom%C3%A8tre-du-num%C3%A9rique-2023-les-principaux-r%C3%A9sultats/>

²⁶ https://www.senat.fr/enseignement/2022-2023/778/Amdt_127.html

²⁷ <https://www.cnil.fr/fr/intelligence-artificielle-le-plan-daction-de-la-cnil>

競争・消費・詐欺取締総局は、インフルエンサーの活動について実態調査を実施し、約半数に不適切な商業行為が認められるといった結果を報告している²⁸。生成 AI を利用した虚偽の情報による消費者の誘導、不適切な商業行為を行うインフルエンサーの存在から、消費者を保護し、市場の公正性を維持するために、生成 AI の利用に対する明確な規制や政策が必要とされている。

(2). 事実・社会状況を把握するための仕組み

① 官民データプラットフォームと自動監視システム

経済財務省傘下の競争・消費・詐欺取締総局は、全国各地に支部を有し、現場調査や覆面調査を通じてオンライン上の不正広告、フェイクレビュー、ディープフェイクの流通状況をリアルタイムで把握している。競争・消費・詐欺取締総局は、専用の自動監視システム（Polygraphe²⁹）を導入し、ウェブ上のレビューや広告文を AI で解析することで、不自然なパターンや疑わしい投稿を迅速に検出している。これにより、地方支部で収集された情報は即座に中央データベースに集約され、全国的な傾向分析に役立てられている。

② 地方機関との連携体制

フランスは中央集権体制をとりつつも、地方機関との密接な連携により地域ごとの状況把握を実現している。競争・消費・詐欺取締総局の各地方支部は、地域の消費者相談窓口、県庁、さらには警察・検察と連携し、現場での実態を中央へ迅速に報告する仕組みを有している³⁰。例えば、ある地域で生成 AI を悪用した詐欺被害が多発した場合、その地域の競争・消費・詐欺取締総局担当部門が詳細な調査を行い、得られたデータが中央官庁に送信される。中央はその情報をもとに全国的な対策を講じるほか、必要に応じて法改正や行政指導の検討材料とする。

③ 公衆との対話及び学術連携

パブリックコメントや公開協議を通じて、消費者や専門家、消費者団体の意見を直接取り入れる仕組みを構築している。例えば、データ保護機関は 2023 年末から 2024 年初頭にかけて、生成 AI に関する懸念や課題について広く国民から意見を募集し、その結果を踏まえたガイドラインや勧告を発表している³¹。このプロセスは、政府が現場の声を直接政策に反映させるための重要な手段となっており、地方の消費者団体や自治体も積極的に参加している。

④ 専門家委員会・ワーキンググループの設置

生成 AI に伴う急速な技術進展に対して、フランス政府は専門家委員会やワーキンググループを設

²⁸ <https://www.economie.gouv.fr/actualites/influenceurs-bilan-des-controles-2022-et-2023-de-la-dgccrf>

²⁹ <https://www.economie.gouv.fr/dgccrf/actualites/traitements-automatise-de-donnees-polygraphe>

³⁰ <https://www.nievre.gouv.fr/Actions-de-l-Etat/Economie-et-emploi/Regulation-concurrentielle-des-marches2>

³¹ <https://www.cnil.fr/fr/ia-la-cnil-publie-ses-premieres-recommandations-sur-le-developpement-des-systemes-dintelligence>

置し、産官学連携による情報共有を強化している。2023 年に設立された「生成 AI 委員会³²」には、国内の主要大学、研究機関、企業、及び消費者団体の代表者が参加しており、最新の技術動向、事例分析、並びに社会的リスクを議論する場となっている。この委員会は、個別の事象や統計データをもとに政策提言をまとめ、中央政府にフィードバックを行うとともに、地方の意見も集約する仕組みを持っている。

³² <https://www.economie.gouv.fr/comite-intelligence-artificielle-generative>

4. 消費者保護に関する生成AIの最近の動き

(1). 生成AIの不正利用による消費者被害の事例

① 生成AIを用いたなりすましによる詐欺被害

2023 年以降、フランス国内においては、AI が合成した偽の音声や文章を用いて、企業の担当者や消費者になりすます手口が確認されている。例えば、フランス人女性がハリウッド俳優ブラッド・ピットになりすました詐欺に遭い、AI で作られた偽の音声や写真・動画を信じ込まされて約 83 万ユーロもの金銭被害と深刻な精神的被害を受けた事例が報じられている³³。

(2). 消費者保護に対して生成AIを用いた事例

① オンライン上の不正検知ツール「Polygraphe³⁴」

3. (2) ①でも触れているが、経済財務省傘下の競争・消費・詐欺取締総局は、オンライン上で流通するフェイクレビューや不正広告を検知するための AI ツール「Polygraphe」を開発・導入している。Polygraphe は、機械学習アルゴリズムを用いてレビュー文のパターンや不自然な投稿を自動的に検出し、フェイクニュースの摘発に寄与している。これにより、消費者は正確な情報に基づいて製品選択ができるようになり、市場の公正性が高められている。

② 問合せ補助ツール「IA RéponseConso³⁵」

競争・消費・詐欺取締総局は消費者からの問合せや苦情に対して、生成 AI を補助的に利用するシステム「IA RéponseConso」を試験導入している。IA RéponseConso は過去の問合せ履歴を学習し、最適な回答候補を自動生成することで、消費者からの問合せに迅速かつ的確に対応する仕組みである。これにより、行政窓口の負担が軽減され、より多くの消費者問題に迅速に対応できる体制が整備されつつある。

(3). その他の消費者保護に関する生成AIについての特記事項

① 消費者団体による生成AIに対する警鐘と提言

フランスの消費者団体である UFC-Que Choisir³⁶の会長 Marie-Amandine Stévenin は 2023 年 6 月に発表した声明³⁷で、生成 AI によるフェイクニュースやフェイクレビューが消費者の判断を誤らせる可能性を指摘し、当局に対して消費者の利益が真に考慮されるための規制強化を要求した。

³³ <https://france3-regions.francetvinfo.fr/centre-val-de-loire/loiret/orleans/arnaque-au-faux-brad-pitt-comment-eviter-les-pieges-avec-l-intelligence-artificielle-3092110.html>

³⁴ 脚注 29 を参照

³⁵ <https://www.economie.gouv.fr/actualites/detection-des-fraudes-analyse-de-donnees-comment-lia-fait-son-entree-bercy>

³⁶ <https://www.quechoisir.org/>

³⁷ <https://www.quechoisir.org/billet-du-president-creations-virtuelles-risques-reels-intelligences-artificielles-n108554/>